

## 事例研究～中国ビジネス法務

## (第53回) 新たな指導意見の公布 国有企業管理制度、さらなる改革 日系企業にも大きな影響を与える新制度



北京市大地律師事務所/日本部 パートナー弁護士 法学博士 熊琳

今月13日、『国有企業改革の深化に関する中国共産党中央、国務院の指導意見』（「指導意見」）が公布されました。これは、国有企業を経済の「ニューノーマル」時代に適応させるため、国有資産への監督管理制度、企業形態、経営メカニズム、産業配置、人事制度等の面で今後の政策方針を示すもので、約20年ぶりの大改革と言えます。日系企業にとっては、既に中国の国有企業との合併や取引もしくは独資化、撤退も含め、日系企業の今後の業務に大きな影響を及ぼす可能性があることから、今回はこの指導意見について説明します。

### ◇国有企業にかかわる監督管理制度の事例

日本のA社は、中国の地場企業（専用設備の製造）を買収する方法で中国ビジネスを展開することを望んでいました。買収する企業が国有企業でない場合には、通常の手続で完了することができます（調査⇒取引条件の交渉⇒買収契約の締結⇒商務及び工商局による認可等）。

しかし、買収する企業が国有企業であったため、国有資産の譲渡にかかる審査認可、会計監査、国有資産の評価及び結果の届け出、国有財産権につき財産権取引所にて公開取引をするなどのステップが追加されることになりました。つまり、関連手続を履行しないか、国有資産監督管理委員会（「国資委」）等の所管機関が疑問を提起した場合には、取引が失敗してしまう可能性があるのです。

### ◇日系企業はさまざまな対応が必要

1. 日系企業の独資化等を含めた再編・撤退もタイミングを縛られる。

- ・現在のモデル：政府 ⇒ 国資委 ⇒ 国有企業
- ・今後のモデル (1)：政府 ⇒ 国資委 ⇒ 国有資本の投資・運営会社 ⇒ 国有企業
- ・今後のモデル (2)：政府 ⇒ 国有資本の投資・運営会社 ⇒ 国有企業

今後、どちらのモデルが採用された場合でも、既に熟知している現在のモデルとは大きく異なります。

2. 管理制度の複雑化

今後の国有資産管理制度がさらに細分化、複雑化し、地区・業界・分野の違いにより監督管理の方法も異なることを意味しています。そのため、その変化を熟知するルートは少々限定されますが、いずれにせよ、従来にもましてハイレベルのコンプライアンス上の念入りな確認が必須と思量します。

3. 日系企業が再編の波に巻き込まれることも

指導意見は、競争力のある商業系の国有企業に対し、原則として株式化改革を実施し、他の各種国有／非国有資本を導入して株式多元化を実現し、上場を推進するよう提起しています。この目標を実現するため、大規模な国有企業改革、同じ国有企業同士の再編が起きるものと思われます。

今回の国有企業の大改革に伴い、日系企業が国有企業の持分譲渡をする場合であるか、国有企業との合併／合作から撤退する場合であるかにかかわらず、いずれの場合でも国有資産監督管理制度の影響を大きく受けるものと思われます。日系企業にとって、特に国有企業における特有な内部の決定手段や意思疎通方法に精通せず、十分な準備と対応を取れないことが予想され、日系企業はこれらの過程で強い立場と見えながらも、実際には劣勢の地位にされてしまうことがあり得ます。また、多くの潜在的なリスク、例えば労務債権、各種税金問題がその時点では触れられず、後から露見し日系企業に挽回しがたい損失を与えてしまう可能性も否めません。

### ◇日系企業の皆さまにご留意いただきたいポイント

指導意見は、現体制の抜本的かつ大幅な調整を意味するものです。国有企業と関わりのある日系企業にとっては、行動を起こす前に中国のきちんとしたスキームを講じる必要があり、多大な損害を被ってしまった後は後の祭りです。今後の関連法律法規とその付随的な法律文書を把握しながら、注意深く留意いたしましょう。